

令和2年6月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
条例議案	12
一般議案	5
補正予算議案	6
合計	23

令和2年6月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	北九州市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	総務局
2	北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
3	北九州市手数料条例の一部改正について	財政局
4	北九州市市税条例等の一部改正について	
5	北九州市市税条例の一部改正について	
6	北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例等の一部改正について	
7	北九州市地方創生拠点整備基金条例について	子ども家庭局
8	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	建設局
9	北九州市都市景観条例の一部改正について	建築都市局
10	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	
11	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	教育委員会
12	北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について	
13	砂津長浜線道路改良工事（30-1）請負契約の一部変更について	技術監理局
14	市有地の処分について	企画調整局
15	市道路線の認定、変更及び廃止について	建設局
16	負担付き寄付の受納について	
17	損害賠償の額の決定及び和解について	上下水道局
18	令和2年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
19	令和2年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	

番号	件名	提出局
20	令和2年度北九州市公債償還特別会計補正予算について	財政局
21	令和2年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
22	令和2年度北九州市市民太陽光発電所特別会計補正予算について	
23	令和2年度北九州市下水道事業会計補正予算について	

No 1	北九州市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について <p style="text-align: right;">(総務局人事部人事課)</p>
<p>会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができるようにするため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 サービスの宣誓の例外規定の追加（第2条関係） 会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができる旨の規定を追加する。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

No 2	北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について <p style="text-align: right;">(総務局人事部給与課)</p>
<p>新型コロナウイルス感染症に係る感染症予防等業務手当の特例を定めるため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 感染症予防等業務手当の特例の新設（付則第10項、第11項関係）</p> <p>（1） この条例の適用の日から規則で定める日までの間、職員が、新型コロナウイルス感染症の患者等に対する業務に従事したときは、感染症予防等業務手当を支給する。</p> <p>（2） 前号の感染症予防等業務手当の額は、業務に従事した1日につき、4,000円を超えない範囲内で別に定める額とする。</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日（令和2年4月8日から適用）</p>	

N o
3

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政局財務部財政課)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止する等のため、関係規定を改めるもの

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴う手数料の廃止等

(1) 通知カードの再交付に係る手数料の廃止 (別表関係)

通知カードの廃止に伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止する。

(2) 条例に引用する省令の題名の変更等に伴う規定の整備 (別表関係)

現行	改正後
通知カード等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は通知カード等に関する省令第29条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は同令第29条第1項の規定に基づく個人番号カードの交付

2 条例に引用する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴う規定の整備 (別表関係)

現行	改正後
第14条第9項	第14条第13項

(次頁に続く)

(続き)

3 施行期日

1 は、公布の日

2 は、令和 2 年 9 月 1 日

N o
4

北九州市市税条例等の一部改正について

(財政局税務部税制課)

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税におけるひとり親控除を創設する等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市市税条例の一部改正

(1) 個人市民税

ア ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下のものを非課税措置の対象に加える。(第12条関係)

イ ひとり親控除を創設する。(第19条関係)

ウ 低未利用土地等における一定の譲渡を行った場合には、当該譲渡に係る長期譲渡所得の金額から最大100万円を控除する。(付則第21条関係)

エ 特定非課税累積投資契約に基づく非課税口座内上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の上場株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する。(付則第23条の3関係)

(2) 法人市民税

法人税法の一部改正において、連結納税制度の見直しが行われたことに伴い、法人市民税の均等割の税率、申告納付等に係る規定の整備を行う。(第11条の2、第15条、第39条、第40条、第40条の2関係)

(3) 固定資産税

ア 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の理由により不明である場合に、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録しようとするときは、あらかじめその旨を通知する。(第42条関係)

イ 相当な努力が払われたと認められる方法により探索を行って

(次頁に続く)

(続き)

もなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、あらかじめ通知した上で、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。(第42条関係)

ウ 土地又は家屋について、登記簿等に所有者として記載されている個人が死亡している場合において、当該土地又は家屋を現に所有している者は、一定の事項を記載した申告書を提出することとする。(第62条の4関係)

エ 地域決定型地方税制特例措置の対象となる、水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地の課税標準について、本市において適用する特例率を3分の2とする。(付則第9条の2関係)

オ 地域再生法に基づいて整備される特定業務施設等に係る固定資産税の不均一課税の適用期間を延長する。(付則第15条の7関係)

改正前	改正後
令和4年3月31日	令和6年3月31日

(4) 市たばこ税

葉巻たばこの課税方式について、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算する。(第77条関係)

(5) 都市計画税

地域決定型地方税制特例措置の対象となる、水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地の課税標準について、本市において適用する特例率を3分の2とする。(付則第9条の2関係)

(次頁に続く)

(続き)

(6) 延滞金

ア 延滞金の割合の特例の計算方法等を変更する。(付則第5条の2関係)

現行	改正後
各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「 <u>特例基準割合適用年</u> 」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u>	各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u>

イ 法人市民税の納期限を延長した場合の延滞金の割合の特例の計算方法等を変更する。(付則第5条の2関係)

現行	改正後
特例基準割合適用年中においては、 <u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。</u>	各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、 <u>その年中においては、その年における当該加算した割合とする。</u>

2 北九州市市税条例の一部改正

葉巻たばこの課税方式について、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する。(第77条関係)

(次頁に続く)

(続き)

3 北九州市市税条例の一部を改正する条例の一部改正

単身児童扶養者で前年の合計所得金額が135万円以下のものを個人市民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削除する。

4 北九州市環境未来税条例の一部改正

延滞金の割合の特例の計算方法等を変更する。(付則第4項関係)

現行	改正後
各年の <u>特例基準割合</u> (当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「 <u>特例基準割合適用年</u> 」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該 <u>特例基準割合適用年</u> における <u>特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該 <u>特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	各年の <u>延滞金特例基準割合</u> (租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>その年</u> における <u>延滞金特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

5 北九州市宿泊税条例の一部改正

延滞金の割合の特例の計算方法等を変更する。(付則第9項関係)

現行	改正後
各年の <u>特例基準割合</u> (当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以	各年の <u>延滞金特例基準割合</u> (租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年

(次頁に続く)

(続き)

下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

6 施行期日

1 (1) ア、イ及びウ、(3) ウ並びに(6)、4並びに5は、令和3年1月1日

1 (1) エは、令和3年4月1日

1 (2) は、令和4年4月1日

1 (3) ア、イ、エ及びオ並びに(5)並びに3は、公布の日

1 (4) は、令和2年10月1日

2は、令和3年10月1日

No
5

北九州市市税条例の一部改正について

(財政局税務部税制課)

地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業収入が減少した中小事業者等の償却資産等に係る令和3年度における固定資産税及び都市計画税の課税標準を引き下げる等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市市税条例の一部改正

(1) 個人市民税

ア 指定期間内にした指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の放棄のうち税額控除の対象となる寄附金とみなされるものは、指定行事のうち市長が指定するものに係る放棄とする。(付則第31条関係)

イ 住宅借入金等特別税額控除について、一定の場合に、その適用期限を令和16年度まで延長する。(付則第32条関係)

(2) 固定資産税

ア 一定の中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する一定の家屋及び償却資産に対して課する令和3年度分の固定資産税の課税標準について、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和2年2月から同年10月までの間の連続する3月間の事業収入割合が、100分の50以下となる場合は当該課税標準の価格に零を乗じて得た額とし、100分の70以下となる場合は当該課税標準の価格に2分の1を乗じて得た額とする。(付則第9条関係)

イ 地域決定型地方税制特例措置の対象となる、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物の課税標準につい

(次頁に続く)

(続き)

て、本市において適用する特例率を零とする。(付則第9条の2関係)

(3) 都市計画税

一定の中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する一定の家屋に対して課する令和3年度分の都市計画税の課税標準について、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月から同年10月までの間の連続する3月間の事業収入割合が、100分の50以下となる場合は当該課税標準の価格に零を乗じて得た額とし、100分の70以下となる場合は当該課税標準の価格に2分の1を乗じて得た額とする。(付則第20条関係)

(4) 軽自動車税

自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の税率の特例措置の適用期限を延長する。(付則第27条の2関係)

現行	改正後
令和2年9月30日	令和3年3月31日

(5) 徴収猶予

新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等がある場合における個人市民税等の徴収の猶予の申請について、申請者が当該申請に係る申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して20日以内にこれを行わなければならないこととする。(付則第30条関係)

2 北九州市市税条例の一部改正

条例に引用する地方税法の規定の条項ずれに伴う規定の整備(付則第9条、付則第9条の2、付則第20条関係)

(次頁に続く)

(続き)

改正前	改正後
第61条	第63条
第62条	第64条

3 施行期日

1 (1) 及び2は、令和3年1月1日

1 (2)、(3)、(4) 及び(5)は、公布の日

N o
6

北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例等の一部改正について

(財政局債権管理室)

税外歳入に係る延滞金の金額の計算方法を変更する等のため、関係規定を改めるもの

1 一部改正を行う条例

- (1) 北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例
- (2) 北九州市国民健康保険条例
- (3) 北九州市介護保険条例
- (4) 北九州市後期高齢者医療に関する条例

2 改正の内容

税外歳入に係る延滞金の割合の特例の計算方法等を変更する。

現行	改正後
各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

3 施行期日

令和3年1月1日

<p>N o 7</p>	<p>北九州市地方創生拠点整備基金条例について (子ども家庭局子育て支援部青少年課)</p>
<p>国から交付される地方創生拠点整備交付金を活用し、地域再生計画に記載された、ものづくり人材を育み、地域の賑わいを創出する新科学館整備事業を実施するため、北九州市地方創生拠点整備基金を設置するもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 設置 (第1条)</p> <p>(2) 基金の積立て (第2条)</p> <p>(3) 管理 (第3条)</p> <p>(4) 運用益金の処理 (第4条)</p> <p>(5) 処分 (第5条)</p> <p>(6) 委任 (第6条)</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日 (令和4年3月31日に失効)</p>	

No 8	<p>北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(建設局公園緑地部公園管理課)</p>
---------	---

曾根臨海運動場の使用料を設定する等のため、関係規定を改めるもの

1 曾根臨海運動場の使用料の設定（別表第1関係）

専用	一般	1面1回 (1時間 以内)	1,200円
	高等学校の生徒以下の者		900円

2 到津の森遊具広場の観覧車の利用料金の廃止（別表第1の2関係）
 到津の森遊具広場の観覧車の利用料金を廃止する。

3 施行期日

1 は、規則で定める日

2 は、公布の日

No 9	北九州市都市景観条例の一部改正について (建築都市局総務部都市景観課)
---------	--

景観計画区域内における建築物の建築等のうち、行為の届出に係る景観法の規定を適用しないものの範囲を変更する等のため、関係規定を改めるもの

- 1 関門景観形成地域内における建築物等の建築等のうち、行為の届出をした者に対する通知等に係る条例の規定を適用するものの範囲の変更（第8条の2関係）

現行	改正後
(1) 高さが31mを超える建築物等 (2) 延べ面積が1万平方メートルを超える建築物（次号に掲げるものを除く。） (3) 店舗、遊技場その他規則で定める用途に供する建築物のうち、延べ面積が <u>3,000平方メートル</u> を超えるもの	(1) 高さが31mを超える建築物等 (2) 延べ面積が1万平方メートルを超える建築物（次号に掲げるものを除く。） (3) 店舗、遊技場その他規則で定める用途に供する建築物のうち、延べ面積が <u>1,000平方メートル</u> を超えるもの

- 2 景観計画区域内における建築物の建築等のうち、行為の届出に係る景観法の規定を適用するものの範囲の変更（別表関係）

現行	改正後
(1) 高さが31mを超える建築物等 (2) 延べ面積が1万平方メートルを超える建築物（次号に掲げるものを除く。） (3) 店舗、遊技場その他規則で定める用途に供する建築物のうち、延べ面積が <u>3,000平方メートル</u> を超えるもの	(1) 高さが31mを超える建築物等 (2) 延べ面積が1万平方メートルを超える建築物（次号に掲げるものを除く。） (3) 店舗、遊技場その他規則で定める用途に供する建築物のうち、延べ面積が <u>1,000平方メートル</u> を超えるもの

- 3 施行期日

令和2年10月1日

<p>N o 1 0</p>	<p>北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(建築都市局計画部都市計画課)</p>
<p>北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を適用する地区整備計画区域を追加するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 追加する地区整備計画区域 (別表第 1、別表第 2 関係) 長野・津田地区地区整備計画区域</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

No
11

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(教育委員会総務部企画調整課)

北九州市立高等理容美容学校を廃止するため、関係規定を改めるもの

1 専修学校の廃止（別表第1関係）

名称	北九州市立高等理容美容学校
位置	北九州市八幡東区西本町二丁目2番1号

2 各種学校の廃止（別表第1関係）

名称	北九州市立高等理容美容学校
位置	北九州市八幡東区西本町二丁目2番1号

3 施行期日

令和3年4月1日

<p>N o 1 2</p>	<p>北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について (教育委員会教職員部教職員課)</p>
<p>公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教育職員の業務の量の適切な管理等に関する措置について定めるため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、国が定める指針に基づき、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置を行うものとする旨の規定を追加する。(第8条関係)</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

No 13	砂津長浜線道路改良工事（30-1）請負契約の一部変更について <div style="text-align: right;">（技術監理局契約部契約課）</div>
----------	---

砂津長浜線道路改良工事（30-1）請負契約について、契約金額及び工期を変更するもの

- 1 既決契約金額 6億4,962万円

- 2 既決工期 平成30年12月12日から平成32年9月30日まで

- 3 変更契約金額 7億1,913万1,200円

- 4 変更工期 平成30年12月12日から令和3年1月29日まで

No 14	市有地の処分について (企画調整局都市マネジメント政策部都市マネジメント政策課)
<p>門司区不老町一丁目に所在する市有地を売り払うもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地 公園 門司区不老町一丁目1番12</p> <p>2 土地の面積 1万3,480.52㎡</p> <p>3 売払い予定金額 11億3,500万円</p>	

No 15	市道路線の認定、変更及び廃止について (建設局総務部管理課)
----------	---------------------------------------

市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止を行うもの

\	数	延 長	面 積
認 定	27路線	1,923m	11,844m ²
変 更	4路線	△530m	△7,454m ²
廃 止	5路線	△483m	△2,130m ²

<p>N o 1 6</p>	<p>負担付き寄付の受納について</p> <p style="text-align: right;">(建設局公園緑地部緑政課)</p>
<p>到津の森遊具広場の観覧車の供用に必要な工作物の負担付き寄付を受けるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 寄付の目的 <p>到津の森遊具広場の観覧車の供用のため。</p> 2 寄付を受ける物件 <p>寄付者が行う到津の森遊具広場の観覧車の改修工事により当該観覧車と一体となる工作物</p> 3 寄付者 <p>北九州市小倉北区上到津四丁目1番8号 公益財団法人北九州市どうぶつ公園協会 理事長 横矢順二</p> 4 寄付の条件 <p>北九州市は、寄付を受ける物件と一体となった観覧車の供用を再開した日から起算して10年を経過する日までの間、当該観覧車を寄付者に管理させること。</p> 	

No 17	損害賠償の額の決定及び和解について (上下水道局水道部浄水課)
<p>令和元年6月19日に北九州市小倉南区大字木下のます淵発電所付近において発生した、薬品貯蔵槽から薬品が漏えいしたことに伴い、当該工事に使用した車両を損傷させた事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するもの</p> <p>1 相手方 北九州市小倉南区 民間会社</p> <p>2 損害賠償の額 456万円</p> <p>3 和解事項</p> <p>(1) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として金456万円を支払うものとする。</p> <p>(2) 北九州市は、本和解成立の日から1箇月以内に、相手方の指定する金融機関の口座に損害賠償金を振り込んで支払う。</p> <p>(3) 北九州市及び相手方は、本件事故に関し、北九州市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手に対して、裁判上又は裁判外において、何らの請求及び異議申立てをしない。</p> <p>(4) 本和解の契約書の作成に関する費用は、北九州市の負担とする。</p>	

No.	件名	要 旨	
令和2年度予算規模	区 分	補正額の合計	
	一般会計	補正後の予算総額	
	特別会計	115 億 4,892 万 8 千円	7,484 億 2,781 万 7 千円
	企業会計	1 億 9,460 万円	4,243 億 3,730 万円
	合 計	11 億 2,300 万円	2,153 億 9,279 万円
	合 計	128 億 6,652 万 8 千円	1 兆 3,881 億 5,790 万 7 千円
18	令和2年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額	115 億 4,892 万 8 千円
		2 総 額	7,484 億 2,781 万 7 千円
19	令和2年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額	1 億 4,800 万円
		2 総 額	17 億 5,800 万円
20	令和2年度北九州市 公債償還特別会計 補正予算について	1 補正額	2,730 万円
		2 総 額	1,798 億 4,230 万円
21	令和2年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額	2,730 万円
		2 総 額	49 億 2,330 万円

22	令和2年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計 補正予算について	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="746 197 770 230">1</td> <td data-bbox="818 197 930 230">補正額</td> <td data-bbox="1106 197 1321 230">△ 800 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="746 320 770 353">2</td> <td data-bbox="818 320 930 353">総 額</td> <td data-bbox="1145 320 1321 353">8,840 万円</td> </tr> </table>	1	補正額	△ 800 万円	2	総 額	8,840 万円
1	補正額	△ 800 万円						
2	総 額	8,840 万円						
23	令和2年度北九州市 下水道事業会計 補正予算について	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="746 439 770 472">1</td> <td data-bbox="818 439 930 472">補正額</td> <td data-bbox="1050 439 1321 472">11 億 2,300 万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="746 562 770 595">2</td> <td data-bbox="818 562 930 595">総 額</td> <td data-bbox="1034 562 1321 595">524 億 67 万円</td> </tr> </table>	1	補正額	11 億 2,300 万円	2	総 額	524 億 67 万円
1	補正額	11 億 2,300 万円						
2	総 額	524 億 67 万円						